

住友商事グループ団体保険制度「セットポリシー」ご加入の皆さま

2025年度 団体保険制度 「セットポリシー」改定のご案内

日頃より、住友商事グループ団体保険制度の運営にご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、今般、セットポリシーの一部保険商品（三井住友海上社引受部分）について改定を実施いたします。

本改定は、多くの皆さまからご要望いただいております「ご加入内容のWEB（ご契約者さま専用ページ）閲覧化」の実施に必要な改定対応となります。

主な改定項目につきまして以下のとおりご案内いたしますので、ご加入の皆さまにおかれましては、同封の「パンフレット（団体保険制度冊子）」および「重要事項のご説明」と併せてご確認をお願いいたします。

引き続き、皆さまのご要望を基に住友商事グループ団体保険制度の改定に努めて参ります。

今後とも住友商事グループ団体保険制度運営へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

より加入
しやすく!!

傷害保険(Dコース)の一部特約の廃止

これまでご利用頻度の低かった「救援者費用等補償特約」を廃止し、1口目の保険料をお安くいたします。

改 定 前

補償内容	D コース
傷害死亡・後遺傷害 保険金額	200 万円
傷害入院保険金日額	1,000 円
傷害通院保険金日額	500 円
傷害手術保険金	入院中：10,000 円 入院中以外：5,000 円
救援者費用等保険金額	500 万円

	1 口目	2 口目以降
保険料	490 円	460 円

改 定 後

補償内容	D コース
傷害死亡・後遺傷害 保険金額	200 万円
傷害入院保険金日額	1,000 円
傷害通院保険金日額	500 円
傷害手術保険金	入院中：10,000 円 入院中以外：5,000 円
救援者費用等保険金額	廃止

	1 口目以降
保険料	460 円

より使い
やすく!!

日常生活総合保険（J～Qコース）の改定

1 携行品補償・オプション補償の改定

1：時価基準（減価償却あり）の補償から、新価基準（減価償却なし）での補償へ！
同時に、生活用動産（旧 自宅内家財）（動産総合保険）も、新価基準（減価償却なし）での補償へ。

2：保険金のご請求の際、1 事故 3,000 円の免責金額（自己負担額）が適用となります。

※ 改定前は「時価基準の損害額が 3 千円を超えた場合のみ補償」

【お支払例】

6 年前 8 万円で購入したゴルフクラブがゴルフ練習場で折れて、修理不能（現在販売価格は同一）のケース

	損害認定基準	お受け取りいただける保険金
改定前 （携行品（動産総合保険））	時価基準での補償	40,000 円（＝ 80,000 円 × 50% 《減価償却率》）
改定後 （携行品）	新価基準での補償	77,000 円（＝ 80,000 円 − 3,000 円 《免責金額》）

3：補償対象となる物品が一部変更となります。

詳しくは、「パンフレット」および「重要事項のご説明」にてご確認ください。

【主な変更項目】

【凡例】 ○：補償対象、×：補償対象外

主な補償内容		物品例	改定内容
区分	改定前⇒改定後		改定前⇒改定後
基本補償	携行品（動産総合保険）⇒ 携行品	定期券	× ⇒ ○
	携行品（動産総合保険）⇒ 携行品	漁具	○ ⇒ ×
オプション補償	自宅内家財（動産総合保険）⇒ 生活用動産	現金	× ⇒ ○
	ノート型パソコン等補償（動産総合保険）⇒ -	ノート PC/ タブレット	○ ⇒ ×

※ ノート型パソコン等の補償は、火災保険（家財）にて補償対象とすることが可能です。

※ 漁具の携行中の保険商品の販売は補償対象となりません。

但し、自宅内保管中の損害は、生活用動産もしくは火災保険（家財）にて補償対象とすることが可能です。

◎ 上記補償をご希望の方は、以下＜お問い合わせ先＞よりお問い合わせください。

2 傷害死亡・後遺障害保険金（被保険者＝本人）の追加

10 万円

※ 商品改定による補償追加となります（補償対象外とすることは出来ません）。



このご案内は、団体総合生活補償保険・動産総合保険の概要を説明したものです。
詳細は「パンフレット」および「重要事項のご説明」をご覧ください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

お問い合わせ先

<代理店・扱者>

住商インシュアランス株式会社

<https://www.sc-ins.co.jp/shokuiki/form/>

